

「一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」を踏まえた省令の改正の建議について

(趣旨)

平成 29 年 3 月より、制度設計専門会合において、一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について検討を行い、第 29 回制度設計専門会合（4 月 23 日）において「一般送配電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」をとりまとめ、第 30 回制度設計専門会合（5 月 29 日）において送電事業者の行為規制の詳細等について取りまとめた。

その内容を踏まえた経済産業省令の改正を経済産業大臣に建議することについて、ご審議をいただく。

第 3 弾改正電気事業法（2015 年 6 月 17 日成立）において、2020 年度から一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離を行う（一般送配電事業及び送電事業と発電・小売電気事業の兼業を原則禁止する）とともに、あわせて、一般送配電事業者及び送電事業者並びにグループ内の発電・小売電気事業者等の人事・業務委託などを規制する行為規制を導入することが規定された。

これらの行為規制については、その運用の詳細を省令で定めることとされているところ、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、その省令及び運用のあり方について、検討を進めてきた。今般、第 29 回制度設計専門会合（4 月 23 日）において、これまでの議論の結果を踏まえ、「一般送配電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」を取りまとめた。また、第 30 回制度設計専門会合（5 月 29 日）において、送電事業者の行為規制の詳細等について取りまとめた。

については、制度設計専門会合における取りまとめを踏まえ、資料 3—1 の案のとおり、経済産業省令の改正を経済産業大臣に建議することとしたい。

(参考) 制度設計専門会合における審議経過

2017 年

3 月 31 日	第 16 回	概要
4 月 25 日	第 17 回	社名・商標・広告宣伝等
5 月 31 日	第 18 回	兼職等①
7 月 28 日	第 20 回	受委託規制
8 月 28 日	第 21 回	取引規制
10 月 26 日	第 23 回	情報の適正な管理のための体制整備等
12 月 26 日	第 25 回	兼職等②

2018 年

2 月 23 日	第 27 回	兼職等③
3 月 29 日	第 28 回	兼職等④、取りまとめ骨子案
4 月 23 日	第 29 回	取りまとめ（一般送配電事業者）
5 月 29 日	第 30 回	送電事業者の行為規制の詳細、兼業禁止の例外（沖縄電力）